

令和 5 年

第 1 0 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和5年第10回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

資料2 赤穂市アフタースクール子ども育成事業実施要綱の一部を改正する  
要綱新旧対照表

赤穂市アフタースクール子ども育成事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 要 綱	改 正 要 綱
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、赤穂市立小学校に<u>就学し、昼間保護者のいない家庭の</u>小学生児童（以下「児童」という。）で、保育を必要とする児童の健全育成を推進するとともに、地域における子育て家庭への支援を行うことを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 アフタースクールの対象者は、<u>本市の</u>小学校に通学する児童</p> <p>のうち、保護者及び同居の親族その他の者が次のいずれかに該当する場 合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 長期にわたり病気にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは<u>身体に障害</u>を有している場合</p> <p>(3) 略</p> <p>(開設日及び開設時間)</p> <p>第6条 アフタースクールの開設日は、次の各号に掲げる日を除いた月曜日から土曜日までとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 開設時間は、月曜日から金曜日は放課後から午後6時までとし、土曜日は午前8時から午後6時までとする。ただし、春季休業日、夏季休業日及び振替による休業日の開設日については、開設時間を午前8時から午後6時までとする。</p> <p>3 略</p> <p>(申込み及び許可)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（以下「小学校」という。）に就学し、<u>昼間保護者のいない家庭の</u>小学生児童（以下「児童」という。）で、保育を必要とする児童の健全育成を推進するとともに、地域における子育て家庭への支援を行うことを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 アフタースクールの対象者は、<u>小学校に通学する児童及び委員会が特に必要と認める児童のうち、保護者及び同居の親族その他の者が次のいずれかに該当する場</u>合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 長期にわたり病気にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは<u>身体に障がい</u>を有している場合</p> <p>(3) 略</p> <p>(開設日及び開設時間)</p> <p>第6条 アフタースクールの開設日は、次の各号に掲げる日を除いた月曜日から土曜日までとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 アフタースクールの開設時間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日までにあつては、授業終了後から午後6時までとする。ただし、当該日が、赤穂市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第2条の2に規定する春季休業日、夏季休業日、冬季休業日又は振替による休業日にあつては、午前8時から午後6時までとする。</p> <p>(2) 土曜日にあつては、午前8時から午後6時までとする。</p> <p>3 略</p> <p>(申込み及び許可)</p>

第7条 アフタースクールの入所を希望する児童の保護者は、申込書  
を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申込みがあつたときは、これを審査のうえ許可  
するものとする。

(費用負担)

第10条 アフタースクールの入所を許可された児童の保護者は、保育料として月  
額6,000円(ただし、8月分については、13,000円)を翌月5日までに口座  
振替により、納入しなければならない。

2 前項に規定するものほか必要な費用は、別に徴収することができる。  
(保育料の減免)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に係る保育料を減免することがで  
きる。

(1)

略

(3)

2 前項の減免を受けようとする児童の保護者は、減免申請書  
を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかにその可否を決定し、保護者に通知し  
なければならない。

第7条 アフタースクールの入所を希望する児童の保護者は、赤穂市アフタースクール入  
所申込書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申込みを受けたときは、速やかにその可否を決定し、赤穂市アフタ  
ースクール入所承諾(不承諾)決定通知書(様式第2号)により、当該保護者に通知す  
るものとする。

(費用負担)

第10条 アフタースクールの入所を許可された児童の保護者は、保育料として月  
額6,000円を翌月5日までに口座  
振替の方法により、納入しなければならない。ただし、8月及び春季休業日又は冬季休  
業日のみ利用する月の保育料は、別表に掲げる額とする。

2 委員会は、前項に規定するものほか必要な費用を、別に徴収することができる。  
(保育料の減免)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に係る保育料を減免することがで  
きる。

(1)

略

(3)

2 前項の減免を受けようとする児童の保護者は、赤穂市アフタースクール保育料減免申  
請書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかにその可否を決定し、赤穂市アフター  
スクール保育料減免承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により、当該保護者に通  
知するものとする。

別表(第10条関係)

利用月	保育料
8月	1万3,000円
春季休業日のみ利用する月	4,000円
冬季休業日のみ利用する月	3,000円